

つくばみらい市税条例の一部を改正する条例

つくばみらい市税条例（平成18年つくばみらい市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料，」を削る。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

第34条の7第1項中「次に掲げる寄附金」の次に「若しくは金銭」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 次に掲げる寄附金又は金銭。ただし、アからクまで及びコに掲げるものにあつては、県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体又は県内に従たる事務所のみ有する学校法人若しくは社会福祉法人に対するものに限るものとし、ケに掲げるものにあつては、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）第1条の規定により主務官庁の権限に属する事務を茨城県知事又は茨城県教育委員会が行うものとされた同条に規定する公益信託の信託財産に限る。
- ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
 - イ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
 - ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
 - エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
 - オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
 - カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
 - キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
 - ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
 - ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）

(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する、県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

第51条第1項に次の1号を加える。

(6) 天災その他特別の事情がある場合において減免を必要と認める者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第21条及び第22条を改める改正規定並びに第34条の7の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年3月31日以前に納期限の到来した市税に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後のつくばみらい市税条例第34条の7の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

令和2年12月16日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

市民税寄附金税額控除の対象拡大、市民税における減免要件の追加及び督促手数料の廃止をするため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市税条例(平成18年つくばみらい市条例第41号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその_____延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>第21条及び第22条 削除</u></p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその<u>督促手数料</u>、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p> <p><u>第22条 削除</u></p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の</p>

額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭。ただし、アからクまで及びコに掲げるものにあつては、県内に主たる事務所を有する法人若しくは団体又は県内に従たる事務所のみ有する学校法人若しくは社会福祉法人に対するものに限るものとし、ケに掲げるものにあつては、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第162号)第1条の規定により主務官庁の権限に属する事務を茨城県知事又は茨城県教育委員会が行うものとされた同条に規定する公益信託の信託財産に限る。

ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平

額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(租税特別措置法第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)のうち、次に掲げるもの

ア 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金

イ アに掲げるもののほか、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの

成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)

(2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する、県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者

に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

2 (略)

(市民税の減免)

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

(1)～(5) (略)

(6) 天災その他特別の事情がある場合において減免を必要と認める者

2・3 (略)

2 (略)

(市民税の減免)

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

(1)～(5) (略)

(新設)

2・3 (略)